

中野区長 田中大輔殿

中野パーマロイ跡地のマンション建設計画で、近隣住民の 住環境を犠牲にする「開発」を許可しないよう要望します

中野区東中野5丁目22の中野パーマロイ工場跡地にマンションを建設する計画を、同社と三菱地所が共同ですすめようとしています。

2社は、パーマロイ社が土地(4800㎡)を提供し、三菱地所が建設費を出して建設し、三菱地所は住戸を分譲し、パーマロイは、社長、社員の住宅にあて、本社事務所を置き、一部を賃貸にすると説明しています。計画を区と協議していくといいます。

高さや棟数など計画内容についての住民の質問には、決まっていないと答えるだけで明らかにしません。しかしすでに25階建てなどの情報があり、住民として不安な日々をおくっています。

その土地と周辺は第一種中高層住居専用地域(建ぺい率60%、容積率200%)です。接する道路が幅6mに達しないため、高さ15m以上は建てられない制限があります(東京都建築安全条例)。

法令の示す範囲内での計画にすべきではないかという住民の質問に、2社は、「区と協議しながら」計画を決めるとのべるだけで、明確に答えません。

そのため、接する道路を拡幅したり、敷地を分割したりする、特別な「開発」を区に許可してもらうことで、現状の容積率を数倍にし、高さ制限も撤廃するなど、「脱法」的にことをすすめる危険があります。

計画を決めてしまう前に説明会を開き、住民の意見を反映するよう住民は求めましたが、明確な回答はありません。

近隣は、戸建て住宅、中低層住宅がならぶ良好で静かな住宅地であり、その真ん中に法的制限を超えたマンションが建設されることは、日照、風害など住環境に重大な影響を与えるものであり見過ごせません。幹線道路どころか、6mに届かない狭い道にしか面していないところに超高層建物が建つことは許されないはずで

す。地域の住環境を守ってほしいという近隣住民の思いをうけとめ、中野区が、脱法的な「開発行為」を許可しないよう要望します。

2009年6月18日 東中野の住環境を守る会

賛同署名 1356人を添えて要望します